

尾鷲市環境保全対策資材購入費補助金交付要領

(通則)

第1 尾鷲市環境保全対策資材購入費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、尾鷲市補助金等交付規則(平成14年尾鷲市規則第20号)及び環境課関係補助金交付要綱(平成14年尾鷲市告示第57号)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(目的)

第2 この要領は、環境保全対策資材の設置を促進し、市内の家庭から排出される生ゴミの減量化及び堆肥としての資源化を図り、もって生活環境の保全に寄与する事を目的とする。

(用語の定義)

第3 この要領において、環境保全対策資材とは、電動生ゴミ処理機(以下「資材」という。)をいう。

(補助金の交付対象者)

第4 市は、市内において、資材を設置しようとする次の要件をすべて満たす者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 本市に居住し、本市の住民基本台帳に記載されている者、又は外国人登録原票に登録されている者
- (2) 資材を自己所有地又は自己管理下にある土地建物の範囲内で設置する者
- (3) 資材を常に良好な状態で維持管理ができる者
- (4) 資材を市内の店舗で購入する者

2 補助金の交付は、1世帯あたり1機を限度とする。

(補助金の額)

第5 補助金の額は、資材の購入費の2分の1の額とし、次に定める数量及び金額を限度として交付する。ただし、補助金の額を算定し、百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(1) 電動生ゴミ処理機

1世帯あたり1機とし、限度額を20,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第7 市長は、第6の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金の不交付を決定したときは、補助金不交付決定通知書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(資材の購入)

第8 第7の2により交付決定を受けた者は、交付決定日の翌日から起算して3ヶ月以内、又は当該年度の末日のいずれか早い日までに購入しなければならない。

(申請事項の変更)

第9 第7の2の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、申請内容を変更しようとするとき又は購入を中止しようとするとき、若しくは交付決定額に変更を生じるときは、補助金変更承認・変更交付申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金変更承認・変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査したうえ、補助金変更交付決定通知書(第5号様式)により必要に応じて所要の条件又は理由を付して当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10 交付決定者は、第7の2の規定又は第9の2の規定により資材を購入したのち、補助金交付請求書(第6号様式)に次の書類を添付して補助金の交付を請求するものとする。

(1) 資材を購入した販売店の領収書(購入品名・機種名・購入者名<申請者名>が明記されたもの)

(2) 補助金交付決定通知書の写し。ただし、補助金変更交付決定通知書を受けている場合はその写し

2 補助金交付の請求は、購入後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(交付決定の取り消し)

第11 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により補助金を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき

(3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第12 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

附則

この要領は、平成14年4月1日から適用する。

この要領は、平成19年9月1日から適用する。

この要領は、平成21年4月1日から適用する。